

# お知らせ

記者発表資料

令和4年3月31日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ  
広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ  
中国地方建設記者クラブ

## 指名停止措置について

中国地方整備局は、代表取締役が公契約関係競売等妨害及び贈賄の容疑で逮捕された下記業者について指名停止の措置を行いました。

### 1. 指名停止措置業者名及び住所

株式会社 有我工業所 北海道空知郡上富良野町中町3-2-1

### 2. 指名停止措置期間

令和4年3月31日 ～ 令和4年7月30日 (4ヶ月)

### 3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

### 4. 事実の概要

当該業者の代表取締役は、南富良野町発注工事をめぐり、仲介役を通して南富良野町長から不正に入札情報を得て落札したとして、令和4年2月14日、公契約関係競売入札妨害の容疑で北海道警察に逮捕された。

また、令和4年3月7日、上記の事件で入札情報を得た見返りに、仲介役を通して前南富良野町長に現金を渡したとして、贈賄の容疑で再逮捕された。

### 5. 指名停止措置理由

上記事実は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」にて準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」の別表第2第10号（公契約関係競売等妨害又は談合）に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第10号>

措置要件	期間
(公契約関係競売等妨害又は談合) 10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は、逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	当該認定をした日から <u>3ヵ月以上12ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

082-511-6063 (直通) : 平日・昼間

総務部 契約課長

あべ たかし  
安部 隆司 (内線2511)

◎総務部 契約課長補佐

わだ まさこ  
和田 昌子 (内線2514)

港湾空港部

082-511-3900 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約管理官

にい ぼやし けんじ  
新林 健二 (内線130)

◎総務部 経理調達課長補佐

お く ぼ ひろ ふさ  
尾久保 裕亮 (内線132)